

- 1 .佐用町台風第 9号災害検証委員会の報告
- 2 .兵庫県台風第 9号災害検証委員会の報告

# 佐用町台風第9号災害検証委員会の報告

佐用町

## 佐用町台風第9号災害検証委員会の検証項目について

検証項目			主な視点・考え方
大項目	中項目	小項目	
1. 災害対策本部体制、関係係機関との連携	(1) 町の防災体制	ア) 災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部組織（本庁の組織と機能、支所の組織と機能）</li> <li>・本部各部（班）の機能と人員配置</li> <li>・職員の配備（参集）基準と実際</li> </ul>
		イ) 平時の防災体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災責任者の設置</li> <li>・情報伝達（連絡体制）</li> <li>・職員の防災研修、防災訓練</li> </ul>
		ウ) 防災拠点施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部室</li> <li>・防災対策事務室</li> <li>・本庁の防災設備</li> <li>・支所の防災設備</li> <li>・バックアップ体制</li> </ul>
	(2) 地域防災体制・活動	ア) 消防団の体制・活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における消防団の活動状況</li> </ul>
		イ) 自主防災組織の体制・活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の活動状況</li> <li>・役場との情報連携</li> </ul>
	(3) 防災関係機関内の情報共有	ア) 情報収集と伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象、河川水位、浸水、道路通行止等の各種情報収集</li> <li>・関係機関との情報連携</li> </ul>
	(4) 広域応援体制	ア) 広域応援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県への支援要請と支援</li> <li>・他市町への支援と支援</li> <li>・広域防災応援協定の活用</li> </ul>
	(5) 災害対応に係る資機材	ア) 防災資機材の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災物資、資機材の備蓄</li> <li>・防災物資、資機材の配布、活用</li> </ul>
(6) 義援金等の対応	ア) 義援金等の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金、支援物資の募集、配布、活用</li> </ul>	
2. 災害情報の伝達、避難の実施等	(1) 防災情報の発信	ア) 避難勧告以外の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況等、避難勧告以外の情報発信</li> </ul>
		イ) 避難勧告の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告発令の事前設定基準</li> <li>・避難勧告判断を行うための各種情報収集</li> <li>・避難情報の総合的判断（発令時期、対象地域）と発信</li> </ul>
	(2) 避難情報の伝達	ア) 避難情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線等、多様な情報伝達手段による町からの伝達</li> <li>・町以外（マスコミ等）による伝達</li> </ul>
	(3) 住民の避難行動	ア) 避難行動の伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線による避難呼びかけ</li> <li>・消防団、自主防災組織による避難誘導</li> </ul>
		イ) 安全な場所への避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所、避難経路の事前選定</li> <li>・近隣建物、自宅2階も含めた避難</li> </ul>
		ウ) 要援護者の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の情報収集、台帳づくり、支援体制の構築</li> <li>・要援護者施設での対応</li> </ul>
	(4) 避難所の設置・運営	エ) 自動車移動者の避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路等の道路通行止による流入車両対応</li> </ul>
		ア) 避難所の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設時期、場所、人員体制、設備等</li> </ul>
	イ) 避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者との連絡体制、避難者への情報伝達</li> <li>・避難者の健康管理、避難所の衛生対策</li> </ul>	
3. 災害救援ボランティア活動の支援体制	(1) 災害ボランティアの支援体制、ニーズの把握、募集、活動支援	ア) 町と社協による災害VCの開設・運営、及びこれに対する応援の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害VC開設時の体制づくりと支援体制の構築</li> <li>・災害対策本部と災害VCの連携と情報共有</li> <li>・災害ボランティアの安全衛生対策</li> <li>・災害VCの運営資金、災害ボランティア保険の取り扱い</li> </ul>
		イ) 災害VCの運営と福祉支援活動との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協が運営する介護サービス事業の災害時対応</li> </ul>
		ウ) 災害VCを介さない被災者支援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣相互の応援、専門職による応援等</li> </ul>

## 今後のスケジュール（案）

	検証委員会	課題の検討及びワーキング部会
H22年 1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第1回検証委員会（1/26）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長、副委員長の選出</li> <li>・ 検証項目、内容の検討</li> </ul> </div>	
2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第2回検証委員会(2/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーキングの結果報告</li> <li>・ 各分野の検証について</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーキング部会開催（2/9、2/15）</li> <li>・ 現地調査、ヒアリング(2/19)</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査（2/22）</li> <li>・ ワーキング部会開催(3/2、11、17)</li> </ul> </div>
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第3回検証委員会(3/24)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーキングの結果報告</li> <li>・ 町防災体制に関する中間報告</li> </ul> </div>	
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第4回検証委員会(5/7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーキングの結果報告</li> <li>・ 検証報告書&lt;町の防災体制に係る部分&gt;（案）</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーキング部会開催(4/9、21、22)</li> </ul> </div>
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第5回検証委員会(6月下旬)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言の取りまとめ</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適宜、ワーキング部会を開催</li> </ul> </div>

### 第3回 佐用町台風第9号災害検証委員会議事メモ

日時：H22年3月24日（水）13:30～15:00

場所：さよう文化情報センター ギャラリー

委員：室崎委員長、前林委員、宇田川委員、菅委員、（齋藤委員は都合により欠席）

#### 委員長挨拶

これまで2度の検証委員会を開催し、ようやく課題や問題点が見えてきた。

検証委員会として2つのゴールを設定している。

1. 次の雨季までに検証委員会としての提言をまとめ、町の防災体制を強化する。
2. 町の防災体制（人事）に関わる部分については、本日（3/24）提言させていただく。

#### 1. 佐用町防災体制に関する中間報告について

<各委員の主な意見>

- ・ 機器や活動部屋、平時の業務など運用の詳細については、今後さらに継続して議論していく。
- ・ 職員一人一人に対し、平時の業務と災害時の職員の動きを明確化する必要がある。
- ・ 災害時の役場機能を保持するため、役場OBを起用するという手段も考えられる。
- ・ 防災担当職員が、何らかの理由で参集できない場合にどうするかを考えねばならない。
- ・ 参集経路も含めた、職員配置のバランスを考慮する必要がある。
- ・ 機器を1箇所集中させた場合、そこが機能停止に陥れば役場全ての動きがとれなくなるという事態も有りうる。
- ・ その1箇所が壊滅した場合については今後の課題となるが、情報収集の効率化のためにも機器はやはり集中させるべき。
- ・ 現場の情報をいかに役場に伝えるかという体制、手段についても考慮する必要がある。
- ・ 人員の少なさは情報システムなどの設備でカバーすることが重要である。
- ・ ただしコストパフォーマンスを考慮し、町の現状に合うものを取り入れていく必要がある。
- ・ 本庁舎と支所と情報連絡、いざとなると小回りが利く支所は重要である
- 支所とのネットワークの話も引き続き検討していただき、最終報告に盛り込んでいただきたい
- ・ 中間報告としては、これでよいのではないか

#### 2. 公聴会の実施について

<各委員の主な意見>

- ・ 公聴会の趣旨は、できるだけ多くの皆さんの声を聞くこと
- ・ プライバシーの問題もあるので、メディアはご遠慮願いたい。
- ・ ヒアリングについては、検証委員会で検証する項目に資するものとし、事前にヒアリング概要を確認して行う
- ・ 河川改修など、ハード整備等に関する要望などは町検証で検討する項目外なので、そのあたりは公聴会の募集に際して趣旨をよくアナウンスすべき
- ・ ヒアリングは、町外の方から申し入れがあれば、対応するのか？
- ・ 申し出を見てから検証委員会で判断することとなるが、まずは町内の被災地の方を優先すべき
- 被害を受けた方で、今は県外にいらっしゃる方もいるので、そこは対応すべき
- ・ その点からも、公聴会への募集は、防災無線とケーブルテレビだけでなく、町ホームページでも行うべき
- ・ 公聴会実施に関しては、この考え方により進めていく。

## 第4回佐用町台風第9号災害検証委員会議事概要メモ

日時：平成22年5月7日（金）16:30～18:30

会場：さよう文化情報センター ギャラリー

委員：室崎委員長、斎藤副委員長、前林委員、菅委員、宇田川委員

### 室崎委員長挨拶

- ・検証委員会は今回が4回目であり、これからが正念場。
- ・しっかりとした検証を行い、災害の無い佐用町となるよう大切に議論をしていきたい。
- ・今回は町の防災体制に係る件について、議論を深めていきたい。  
また、本日はご遺族の方を含め8名の方から意見をお聴きした。意見の中で貴重なものについては、検証報告に反映させることができればと思っている。

### ワーキング部会の開催結果報告について

- 1)「災害情報伝達、避難の実施」について資料1により宇田川委員が報告
- 2)「災害救援ボランティア活動の支援体制」について資料1により菅委員が報告

### < 議事概要 >

#### 【災害情報伝達、避難実施】

- ・避難勧告について、現在の基準が良いのかどうか。発令のタイミングや範囲（集落毎、地域毎、河川毎等）を検証に加えるべき。
- ・先日の津波の際、光都土木事務所管内での水防指令2号発令で、佐用町でも一律に召集がかかっている。
- ・ハザードマップで着色されていない（＝安全）と思われたところが浸水している。  
ハザードマップ作成についての留意点を提起しておくべき。
- ・避難勧告については、機械的ではなく、地域毎に出すことを考えるべき。
- ・ハザードマップは現行配布しているものは計算対象外区間もあるため、不完全であることを留意しておくべき。

## 検証報告書<町の防災体制に係る部分>(案)について

### 資料2により斉藤委員が報告

- ・報告書はこのスタイルで行いたいと考えており、最終報告書もこのようなスタイルで行いたい。
- ・客観的に事実を検証し、提言を行う。
- ・ワーキングに対し、町当局は非常に真摯かつ素直な姿勢で資料提供して頂いている。
- ・今日、聴き取りで頂いた意見を踏まえ、補充すべきところは補充して最終提言としたい。

### <議事概要>

#### 【検証報告書<町の防災体制に係る部分>(案)】

- ・本部会議への地域代表の参画や住民モニター制度の導入にあたっては、任務の遂行により危険となること  
が無いよう、責任が生じないような形で行うべき。(P8の提言3、5)
- ・川を見に行き、住民が危険な目に遭うようなことがあってはならない。モニターは家から見える範囲、  
地域の方には参与として関わってもらおうなど、提言に付言を追加する。
- ・自治体の規模が小さいからといって、災害時対応でやるべきことが少ない訳ではない。  
少ない人数で対応を行うため、役場退職者の協力を得たり、情報などの設備でカバーすることが重要。  
町民に責任を押し付けてはならない。限られた人員・資源で対応するなら優先順位をつけることが大切。
- ・今回の災害について、以下の点について確認したい。
  - 地域防災計画どおりにできなかったのか。
  - できもしない地域防災計画(対応能力を超える過大なもの)だったのか。
  - 地域防災計画を習熟できていなかったのか。
- ・地域防災計画はきれいにまとまっている。  
ただ、過大ではないものの実態に即していない部分があり、だから経験に即して対応したところがあった。  
職員の配備については、過去の経験を通じて過大と感じていたと思われる。  
配備基準は見直す必要がある。(津波警報で佐用町幹部が参集した)  
地域防災計画策定に携わった職員は計画に習熟しているが、携わった職員は極めて少ない。  
出来上がった計画は職員に周知されていない。地域防災計画の改訂は、できれば職員の手づくりで行う  
べきで、研修などで習熟度を高めること。
- ・職員配備について、より細かく分けることと併せ、役割分担を明確にすべき。
- ・災害時は地域からの電話に追われ、通常の電話では対応が困難。災害時に使用するため、番号非公開の  
専用電話を設置するべき。
- ・防災情報システムは色々あるが、有効に使われていない。防災のシステムは生命線である。
- ・フェニックス防災情報システムなど、防災機器を操作できる職員が限られている。できるだけ多くの人が  
使用できるよう訓練や研修が必要。
- ・本部の各部にある各班の業務を細分化すべき。CATVで情報発信することも簡単な操作でできるように  
しておくべき。目標は高いところに設定せず、習熟レベルと出来る内容に応じて人員を配置すべき。
- ・防災専任職員が1名設置されたとのことであるが、その専任者が被災者となる可能性がある。  
複数の人間がその業務を行えるよう、研修を行っていく必要がある。
- ・町が合併して広範囲となった。災害時は本部主導で動くのか、ある程度は地域対策部が本部と連携して  
動くのか。
- ・地域本部に災害対応を任せることは難しいのではないかと。  
災害対応だけを考慮して、支所に防災専任職員を配置するのはいかなるものか。  
地域対策部は地域の被害状況等の情報収集と地域(消防団)との連携を担うべき。  
必要な場合、現地対策部を置いて副町長等が陣頭指揮をとって対応していくことも考えられる。
- ・ボランティアセンター(以下、VC)の運営においては、地域との連携が重要。  
一日に1000~2000人のボランティアが入るので、災害対策本部とホットラインを設けて連携すること、  
役割分担を明確にしておくことなどが必要。(P8の提言3;災害対策本部会議に社協代表出席が重要)

- ・今回の提言の大きな特徴は、住民の力を取り入れていること。  
これからの時代、地域にも参画していただくことが重要。  
その意味で、社協代表も入って情報連携することが大切であり、その情報を持ち帰ってVC内に伝達できれば良い。自治会代表の方も地域内への情報展開ができれば良い。  
自治会の役割は大きく、地域との連携を強める意味でも有効と考える。
  - ・コアメンバーによる災害対応の判断について、避難勧告は空振りでも良いから即断ができる体制をどう作っていくか。判断基準づくりが重要。(P8の提言2)
  - ・基準だけでは駄目。基準に照らしあわせ、さらに現場の状況を踏まえて「判断」する。  
本部長の判断に頼るのではなく、合議制の体制で判断すべき。
  - ・避難勧告はコアメンバーで判断するし、その判断材料をそろえる点からも災害時は本部主導で運営していくのが良いが、平時の防災訓練は地域を良く知っている支所が担うべき。
  - ・県からの防災情報は消防署へ伝達することとなっている。消防署は24時間体制であり当然である。  
しかし、災害対策本部が設置された後、連絡は本部に切り替えるなど町の防災計画を見直す必要がある。
  - ・コアメンバーが判断するための材料となる、地域の防災情報をどのように入手していくべきか。
  - ・国、県、警察、消防署からの情報に加え、住民モニター制度、支所の情報収集、定点観測ポイントを事前に決めておいて、職員が出勤途中に得た情報を報告するなど多種多様な方法を取り入れていくべき。
  - ・防災訓練は発災型で、定点観測を行うなどシミュレーションを行いながら実施すべき。(P13の提言4)
  - ・情報収集も大切であるが、集めた防災情報をいかに分析するかが重要。  
短時間で情報収集し、分析し、判断しなければならないこともある。  
「情報収集→分析→コアメンバーでの判断」について、時間をかけずにやっていくシステムを構築しておく必要がある。
- ・様々意見が出ているが、これらの意見を踏まえ、修正すべき箇所は修正して最終提言としたい。

#### 今後のスケジュール

最終回となる第5回検証委員会は6月29日(火)、場所はさよう文化情報センターで行う。



# 台風第9号災害検証報告書（案）

（町の防災体制編）

佐用町台風第9号災害検証委員会

# 目 次

## 第1編 災害対策本部体制、関係機関との連携

### 第1章 町の防災体制

#### 1 災害対策本部

##### (1) 本部組織

(検証項目1) 警戒準備体制及び災害警戒本部の設置 ----- 1

(検証項目2) 災害対策本部の設置及び災害対策本部会議の開催 ----- 2

##### (2) 本部各部(班)の機能と人員配置

(検証項目1) 本部各部職員の事務分担 ----- 3

(検証項目2) 各地域対策部の機能

(検証項目3) 広報体制(報道機関への対応)

(検証項目4) 災害対応職員の支援体制 ----- 4

##### (3) 職員の配備(参集)基準と実際

(検証項目1) 職員の配備体制 ----- 5

(検証項目2) 職員の配備連絡 ----- 6

(検証項目3) 職員の参集状況

(検証項目4) 参集報告 ----- 7

町災害対策本部体制の改善への提言 ----- 8

#### 2 平時の防災体制

##### (1) 防災担当組織・防災責任者の設置

(検証項目1) 防災に係る組織体制 ----- 1 1

(検証項目2) 防災担当職員の配置

##### (2) 職員への防災研修、防災訓練

(検証項目1) 職員に対する防災研修 ----- 1 2

(検証項目2) 防災訓練の実施

平時の防災体制の改善への提言 ----- 1 3

#### 3 防災拠点施設の整備

##### (1) 災害対策本部室

(検証項目1) 庁舎の浸水対策 ----- 1 4

(検証項目2) 災害対策本部事務室 ----- 1 5

##### (2) 通信と非常電源設備

(検証項目1) 情報通信機器 ----- 1 6

(検証項目2) 非常用電源の確保 ----- 1 7

防災拠点施設の改善への提言 ----- 1 8

## 第1編 災害対策本部体制、関係機関との連携

## 第1章 町の防災体制

### 1 災害対策本部体制

#### (1) 本部組織

#### 検証項目1 警戒準備体制及び災害警戒本部の設置

##### 検証の視点 本部の設置や職員配備などの協議・決定状況

8月9日午後3時頃から町長、消防長、住民課長及び同課副課長が参集し、気象等の情報収集を行うため、建設課、下水道課及び上月支所等に少数（午後5時の参集人員は26名）を配備した警戒準備体制をとった。

地域防災計画では、大雨警報又は洪水警報が発令され小規模災害発生のおそれがあるときは、災害警戒本部を置き1号配備とすることとしているが、警戒準備体制から災害対策本部を置くこととなったため、災害警戒本部は設置していない。

災害当日は日曜日で、出勤している職員数も少なかった。町長、副町長も町内での行事に出席のため常時庁舎内にいることができなかった。外出中の町長、副町長は、情報収集にあたっていた住民課長等と携帯電話などにより連絡をとっていた。

##### 【主たる要因】

警戒準備体制は敷かれたが、その後の災害対策に係る具体的な協議体制（誰がどのような情報に基づいて誰と協議してどのような災害対応を行うのか等）が地域防災計画等において明確に定められていない。

また、今回の災害対応は、町における過去最大の災害（平成16年9月の台風第21号災害）の経験をもとに対応しようとしていた。

当日は、午後5時頃に小康状態になった降雨が午後7時頃から急激に降りはじめ、午後9時前後の短時間に集中して200<sup>ミリ</sup>程度の雨が降るといった過去の経験では計ることができない状況が生じており、早期に配備の決定などを判断することが困難な気象状況であった。（兵庫県台風第9号災害検証委員会で神戸海洋気象台は、「播磨北西部に対する大雨・洪水警報の発表は8月9日午後2時15分で、豪雨となる前に発表して大雨に対する警戒を呼び掛けており、夕方に数時間の小康状態となっていたが、大雨の可能性が高いことから大雨・洪水警報を継続していた。しかし、播磨北西部に1時間50<sup>ミリ</sup>、60<sup>ミリ</sup>という激しい雨は予測していたが、1時間80<sup>ミリ</sup>以上の猛烈な雨に嚴重な警戒を呼び掛けたのは午後9時50分の警報の切り替えによるもので、雨量の予測が困難な事例であった。」と報告している。）

**検証の視点** 災害対策本部の設置と災害対策本部会議の開催状況

地域防災計画では、水防指令 2 号が発令され、中規模の災害発生が予想されるときは 2 号配備をとり、災害対策本部を設置することとしている。

午後 4 時 47 分に水防指令 2 号が発令され、午後 7 時 14 分に水防指令 3 号が発令された。災害対策本部は午後 7 時に設置した。

8 月 11 日午後 9 時に第 1 回災害対策本部会議を開催し、12 日以降は、警察等の関係機関を含めた会議を毎日開催しているが、第 1 回開催までの初動時においては、町長及び副町長に各対策部の責任者が直接報告し、個別に対応していた。

**【主たる要因】**

午後 4 時 47 分に水防指令 2 号が発令されたが、午後 5 時頃から降雨が小康状態となり、フェニックス防災情報システムの雨雲レーダーと実際の雲の動き、佐用川の状況を勘案して体制はそのまま維持することとした。

災害対策本部は、フェニックス防災情報システムの雨雲分布と降水雨量予測により、雨が降り続くと判断されたため、午後 7 時に設置した。その後、午後 7 時 14 分に水防指令 3 号が発令された。

初動時に災害対応の中心的活動を行う本庁舎が浸水し、10 日午前 2 時頃になるまで本庁舎周辺の浸水が解消されない状況の中、災害対策本部では被害状況の確認を行うほか、翌朝の食事の手配や給水準備などの被災者支援対策などに取り組んだ。10 日、11 日の両日は、自衛隊、消防、警察、県や各市町からの救援・支援の受け入れや、水道施設の応急復旧などの当面の緊急対策に追われた。

また、町では合併以前から災害時には、課長会が災害対応の情報交換の場として開かれていたが、地域防災計画に規定する災害対策本部会議を開催したことはなく、災害対策本部の各部の運営を行う部長が、直接本部長及び副本部長に個別に報告、協議し、対応方針を決定していた。

## (2) 本部各部(班)の機能と人員配置

### 検証項目1 本部各部職員の事務分担

#### 検証の視点 本部各部職員の活動状況

自主参集した職員もいることから、職員の参集に対する意識はあったものの(図1)、参集した職員のほとんどが地域等からの電話対応に追われる状況であった。

また、町の合併後年月が経っていないこともあり、配備された職員全てが地域の詳細な状況を把握している訳ではなかった。このため、電話対応していても被害状況や場所の確認に手間取るなど迅速・的確に対応することができなかった。

#### 【主たる要因】

地域防災計画では、各対策部の基本的な職務は規定しているが(表1)、具体的な業務の詳細な手順等を定めたマニュアルなどがなかった。

また、合併によって町域が広がったため、地域の状況をよく把握している職員が少なくなっている(図2)。

### 検証項目2 各地域対策部の機能

#### 検証の視点 各地域対策部の役割

災害対策本部と本庁舎内の同じフロアで活動していた佐用地域対策部は、地域対策部で本来行うべき地域被害状況調査、地域住民への広報などの業務ができなかった。

また、上月地域対策部は、庁舎の浸水による停電で機能が停止した。南光地域対策部と三日月地域対策部は、地域の被害状況調査及び応急対策の実施並びに道路の通行止めなどを行ったが、本部への状況報告や本部との連絡調整が十分にできなかった。

#### 【主たる要因】

佐用地域対策部では、災害対策本部と同様に参集した職員が電話対応に追われた。本庁舎1階が浸水したために2階を応急の活動の場としたが、電話対応や報道各社からの被害状況等の取材などの対応でさらに混乱した。

上月地域対策部では、庁舎が浸水し停電になるなど地域対策部としての機能が停止した。

他の地域対策部では、本部への電話が繋がりがたく、繋がっても本部では住民などからの電話で混乱した状況の中、情報の適切な処理ができなかった。

### 検証項目 3 広報体制（報道機関への対応）

#### 検証の視点 報道機関への対応状況

初動時には、報道機関への適切な対応ができなかった。被害状況のまとめもはかどらず、報道各社への情報提供も個別対応に対して随時回答していたため、回答内容が統一されたものではなかった。

多くの報道関係者が、本庁舎 2 階の災害対応事務室前の廊下で待機しており、副町長と総務課長が随時その質問に答えていたが、8 月 10 日から報道機関控え室を別館 2 階に設け、そこで町長が記者の求めに応じて随時対応した。

8 月 12 日からは、総務対策部に報道担当者を配置し、窓口を一つにして対応を行い、記者会見室を設け、午前 9 時と午後 5 時に町長や副町長が定期的に会見を行うこととした。

#### 【主たる要因】

地域防災計画では報道機関への対応は総務対策部が行うこととなっていたが、平時から広報課等の独立した組織がなく、また、普段から報道機関等への対応が不慣れであったため、十分な対応ができなかった。

### 検証項目 4 災害対応職員の支援体制

#### 検証の視点 災害対応職員への支援状況

災害対策本部（本部室・総務対策部・生活対策部・農林対策部・建設対策部）、佐用地域対策部や上月地域対策部に配備された職員は、災害後何日も帰宅できなかった上に、1 ヶ月近く休みもなく、毎日深夜まで電話対応、施設管理、り災証明発行などの作業が続く一方、早い段階で通常の業務体制となった部署もあり、全体の適正な職員配置が計画的に行われなかった。

#### 【主たる要因】

過去、このように長期間の災害対応を行ったことがなく、地域防災計画にも災害対応職員の支援が業務として定められていなかったため、各対策部の職員の配備状況や職員の被災状況の把握をはじめ、災害対策に従事する職員の食事の手配や健康管理などの後方支援が十分に行われていなかった。

### ( 3 ) 職員の配備 ( 参集 ) 基準と実際

#### 検証項目 1 職員の配備体制

##### 検証の視点 配備計画やこれに基づく職員の配備状況

地域防災計画では、大雨注意報又は洪水警報が発令され災害発生のおそれがあるときなどには、準備配備を行い警戒準備体制をとり、大雨警報又は洪水警報が発令され小規模災害発生のおそれがあるとき、又は水防指令 1 号が発令されたときなどには関係課職員の 20% による 1 号配備を行い災害警戒本部を置き、中規模の災害発生が予想され水防指令 2 号が発令されたときなどには、職員の半数による 2 号配備を行い災害対策本部を置き、大規模の災害発生が予想され水防指令 3 号が発令されたときなどには、全職員による 3 号配備を行うこととしている ( 表 2 )。

8 月 9 日午後 2 時 15 分、播磨南西部及び北西部に大雨洪水警報が発令され、県光都土木事務所に対して午後 2 時 26 分に水防指令 1 号が、午後 4 時 47 分には水防指令 2 号が発令された。

町では、午後 3 時頃から職員が参集して準備配備による警戒準備体制をとり ( 午後 5 時の参集人員は 26 名 )、午後 7 時に災害対策本部を設置し、午後 7 時 50 分に 3 号配備指示を行った。

##### 【主たる要因】

当日は、本部組織の項で検証したとおり、災害対応に係る体制の判断が困難な気象状況であった。

また、町における過去の災害時の配備状況を調査したところ、平成 17 年 10 月 1 日に 4 町が合併、平成 18 年 7 月 19 日の災害で合併後初めて 3 号配備のため全員招集を行った際、深夜の招集にもかかわらず、3 号配備人員 431 名に対して 269 名 ( 約 63% ) の職員が参集したが、生活対策部などでは差し当たって行うべき業務がなく、招集に対する批判もあった。また、翌日の勤務に支障が出るとともに、時間外勤務手当も多額に上った。

この災害以降、全職員に対する招集や時間外勤務手当での支給を伴う招集を躊躇するようになり、平成 19 年 7 月 14 日に県土木事務所に水防指令 3 号が発令された際にも、町では、管理職を中心とした準備配備に留めている。

また、同年 8 月からは、地域防災計画の定めとは別に水防計画配備表を作成し、3 号配備を 3 号の 1 ( 全職員の 8 割参集 ) と 3 号の 2 ( 全職員参集 ) に分けて運用することとしていたが、その後も、全て管理職を中心とした準備配備で対応しており、一般職員への招集はなかった ( 表 3 )。



## 検証項目 2 職員の配備連絡

### 検証の視点 配備に係る連絡体制

災害対策本部長は、午後 7 時 50 分に 3 号配備指示を行った。3 号配備指示を受け、佐用地域対策部は午後 7 時 50 分に 3 号配備連絡、上月地域対策部・南光地域対策部・三日月地域対策部は午後 8 時に 3 号配備連絡を行ったが、連絡が漏れた職員があった。

また、消防本部は午後 7 時 57 分に 3 号配備連絡を行った。

#### 【主たる要因】

3 号配備時の災害時緊急連絡網（表 4）は作成されていたが、連絡網による職員への連絡が徹底できておらず、殺到する住民からの電話への対応で配備連絡が遅れたり、連絡を急ぐあまり定められた連絡網によらず、既存の住所録などにより手近なところから連絡するケースがあった。

## 検証項目 3 職員の参集状況

### 検証の視点 職員の参集状況

3 号配備が発令されてから約 1 時間後（午後 9 時）の職員参集状況は、3 号配備対象人員 385 名に対して 218 名（約 57%）であった（表 5）。この中には、参集連絡を受けずに自主参集した者もいた。

#### 【主たる要因】

午後 9 時に参集できなかった理由は、浸水・土砂崩れのため 71 名（18%）、自宅被災のため 18 名（5%）、庁舎以外の施設で業務中のため 18 名（5%）など参集することが困難な状況であった（図 1）。

午後 7 時の災害対策本部設置を受けて、2 号配備を行うことでさらに多くの職員が参集したと考えられるが、町における従前の対応経緯からこの時点では管理職による対応となった。

**検証の視点** 職員参集状況の把握

地域防災計画では、参集した職員が各自で非常参集記録表に記入し、各対策部長は、所属単位で参集状況をとりとまとめ、本部室に報告することが規定されているが、非常参集記録表の作成が行われず、3号配備の連絡を受けて参集した職員の参集状況を取りまとめることができなかった。

**【主たる要因】**

非常参集記録表が用意できなかった部署もあり、参集した職員の多くは記録できなかった。また、各対策部長は災害対応に追われ、参集状況を取りまとめる余裕がなかった。

# 町災害対策本部体制の改善への提言

## 提言 1 地域防災計画・水防計画の見直しと職員活動マニュアルの整備が必要である。

災害の教訓を今後の災害対応に生かすため、今回の災害対応の検証に基づき対応記録等の整理・分析を行い、地域防災計画や水防計画を実践的なものに見直す必要がある。

また、地域防災計画や水防計画に基づき災害時に各職員が的確に対応できるよう、各部、班の所掌を明確にしておくことはもちろんのこと、従事する職員が行うべき業務の内容、手順等を具体的に示した活動マニュアルの整備が必要である。

## 提言 2 コアメンバーによる災害対応の判断・決定体制の構築が必要である。

災害対応には迅速、的確な判断・決定が求められることから、本部長（町長）を常時補佐する幹部職員（コアメンバー）を指定し、コアメンバーによる協議、決定体制の構築が好ましい。

町長とコアメンバーの協議等は、警戒準備体制時においては避難勧告の発令、職員の配備体制や本部の設置等を、本部設置後においては、迅速な対応が求められる重要事項の協議を行うことが望ましい。

コアメンバーとしては、町長、副町長、消防長、防災担当課長等が考えられる。

## 提言 3 災害対策本部会議構成員に地域代表等の参画を得ることが適当である。

本部会議は、できるだけ時間を定めて定期的に行い、災害応急対策、被害拡大対策や被災住民対策などに係る協議を行う。災害対策本部会議は各班が的確な対策を効率的に行うための情報共有の場でもある。

このため、災害対策に係わる関係機関等の参加が必要である。県民局、消防団長、自衛隊、警察、学校関係、ライフライン各社、日本赤十字社等はもちろんのこと、地域との連携を強化し、効果的な活動を促進するため地域の防災リーダーである自治会連合会代表者や、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会代表など地域代表の出席を求めることが望ましい。

## 提言 4 限られた人員で適切で効果的な災害対応を行うため、災害対策本部組織の見直しが必要である。

災害対策本部が、限られた人員で迅速、適切な対応を行えるよう、実践的な活動組織として再構築するため大幅な見直しが必要である。例えば、住民からの電話が殺到し、災害対応に当たる災害対策本部や各部職員の大多数が電話対応に追われ、役割を分担して各業務が実施できなかった今回の状況を

考えると、住民からの電話に対応する窓口を一本化した情報センターの設置、被害情報や気象情報の収集分析を所掌する班、報道機関の対応をする広報班、住民への情報発信などを行う班など、役割を明確に分離した組織の見直しが必要である。

**提言 5** 地域の情報を収集する住民による「災害モニター（仮称）」の設置などを検討する必要がある。

合併によって広がった町域の各地域の状況を、町が単独で把握することは困難であることから、災害時の各地域の状況を地域の住民が報告する「災害モニター（仮称）」を設置するなど、きめ細かな地域の情報を収集できるシステムの構築を検討する必要がある。

また、各地域対策部で災害モニターからの情報収集を行い、各地域対策部から専用回線などを利用して災害対策本部に情報を伝え集約するなど、被害の把握や対応方針の決定に結びつける仕組みづくりが必要である。

**提言 6** 災害の態様ごと等、きめ細かに配備基準を定めることが望ましい。

県が県土木事務所に対して発令する水防指令に基づき町職員の配備基準が定められているが、水防指令は県土木事務所所管区域（西播磨地域全般）をその範囲として発令されることから、町の災害時の職員配備にあたっての判断基準は、あらかじめ地域防災計画において、きめ細かく定めておく必要がある。

また、風水害、地震、大規模事故、感染症等、災害の態様ごとに、本部員の構成、担当者の配備（動員）の基準等を定めることが望ましい。

**提言 7** 平常時の勤務先や職務、業務量等を勘案した、災害時の職員配置に見直すことが必要である。

参集場所が自宅から遠い地域に設定されている職員も多く、災害時に道路の冠水等により参集できない職員もあったことから、参集場所の設定にあたっては、個々の職員の自宅との距離を考慮するほか、地域の詳細な状況を把握している職員を確保するため、合併前の所属や平常時の勤務先を考慮した配置が必要である。また、職員は、平時から災害時に配置される地域の状況を把握するよう努める必要がある。

保育士が現地機関である保育園以外の所属に参集指定されているが、休日・夜間の災害時には対応可能でも、平日、日中の場合には、園児の避難などに従事する必要があるため、現所属に配置を見直すなど、職務に応じて災害対策本部、各地域対策部及び現地機関の職員配置を見直す必要がある。

災害対策本部の人員は業務量に応じて適切に配置することはもとより、想定外の業務の発生に対応できるように、余裕をもった配置が必要である。また、災害時には、予定している各部の配置職員が参集できるとは限ら

ないため、一つの業務に対して複数の人員を配置することが望ましい。

**提言 8 職員への連絡体制の徹底と適切に参集状況を把握することが必要である。**

災害時に災害時緊急連絡網による職員への連絡が徹底できていなかった。職員に電話による緊急連絡網を徹底することに加えて、防災行政無線や携帯電話のメール機能等を活用するなど多様な伝達手段によって確実な参集連絡を行う必要がある。

**提言 9 災害対応職員の確保と役場退職者などによる支援体制など、体制の充実が必要である。**

災害時には、通常の連絡網が機能しないことがあり、予定している職員の確保が出来ない場合が多いことから、伝達を受けた職員が出務の可能性を報告するなど、職員の確保について確認ができる体制を構築しておくことが望ましい。

また、職員自身が被災者になることを考慮し、役場退職者などによる支援体制をあらかじめ構築しておくことが望ましい。

**提言 10 災害対応職員の健康管理を適切に行うことが必要である。**

災害対応が長期化することが予想される場合には、災害対応に従事する職員の精神面も含めた健康管理に十分に留意するとともに、交代要員の確保等を図り、業務日誌の記録を徹底するなど、交代に伴う引継ぎが確実に行われるよう措置を講じるほか、各対策部の災害後の業務量も考慮した配備人員の見直しやローテーション作りが必要である。

## 2 平時の防災体制

### ( 1 ) 防災担当組織・防災責任者の設置

#### 検証項目 1 防災に係る組織体制

##### 検証の視点 防災を担当する組織の状況

住民課では消防及び防災に関する業務を、まちづくり課では、危機管理の総合調整に関する業務を、支所では地域振興課が支所管内における消防及び防災業務をと、防災業務が分散され、それぞれの部署では他の多くの業務と併せて防災業務を所掌している。

##### 【主たる要因】

防災、消防及び危機管理の業務が、住民課、まちづくり課及び支所の地域振興課に分散され、それぞれの業務分担が不明確であることに加えて、各課においては他の多くの業務を所掌しているため、防災業務のウエイトが極めて少なくなっている。また、連携体制も十分ではない。

#### 検証項目 2 防災担当職員の配置

##### 検証の視点 防災担当職員の配置状況

防災担当職員が、他の業務も所掌し、防災以外の業務に忙殺されていた。

##### 【主たる要因】

住民課の防災担当職員は、防犯や生活安全など、まちづくり課の危機管理の総合調整担当職員は、地域活動の推進・支援や自治振興組織などの各種団体との連携業務を、支所の地域振興課の消防及び防災担当者は、本庁との連絡調整全般、地域自治活動などの業務を兼務していた。このため、どうしても現在の業務に追われ、防災業務に専念することができない状態であった。

## ( 2 ) 職員への防災研修、防災訓練

### 検証項目 1 職員に対する防災研修

#### 検証の視点 職員に対する防災研修の実施状況

フェニックス防災情報システムや河川監視警報システムなど防災情報機器の操作に習熟した職員が少なく、初動時の情報収集等を迅速・的確に行うことが困難であった。

また、地域防災計画の習熟など、職員の防災に対する意識や防災に関する知識が十分ではなかった。

#### 【主たる要因】

住民課防災担当者は、県等が主催する防災研修や防災情報機器の操作研修等に年 2 回程度参加していたが、一般の職員に対しては、防災に対する意識の啓発、知識の向上を図り災害対応力を身につけるための研修が行われていなかった。

### 検証項目 2 防災訓練の実施

#### 検証の視点 防災訓練の実施状況

町総合防災訓練として、毎年、各市町持ち回りで開催される西播磨地域総合防災訓練に参加していたが、地震を想定した訓練であり、風水害対応の訓練は行われなかった。

合併以前から町単独での防災訓練はほとんど行っておらず、合併後も職員非常参集訓練、情報収集伝達訓練、本部運営訓練や他機関との連携訓練など、災害対応に習熟するための実践的な訓練が行われていなかった。

#### 【主たる要因】

職員は、広域で実施される訓練には参加していたが、地震を想定した訓練が主で洪水災害に対応した訓練ではなかった。また、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めていなかった。

住民課が防災関係業務を兼務体制で担当しており、他の業務に忙殺され、実践的な災害対応訓練が行われていなかった。

## 平時の防災体制の改善への提言

### 提言 1 防災・危機管理担当組織の設置が必要である。

4町合併後の広大な町域の防災対策を促進するためには、防災・危機管理を所掌する専門組織の設置が必要である。

また、防災・危機管理を所掌する組織は、「防災」を標榜し、町内外に防災担当部署の明確化が必要である。

### 提言 2 専任の防災担当職員の配置が必要である。

防災業務は主として住民課で所掌しているが、他の業務に忙殺され防災業務のウエイトが極めて少なく業務分担も不明確であった。平時の防災・危機管理業務の一元化を図り、専任の防災担当職員を配置することが望ましい。

また、各支所においては、本所と連携して防災・危機管理業務を推進し、地域における防災力向上業務を担当する職員の配置が必要である。

### 提言 3 職員に対する防災研修を積極的に行うことが必要である。

職員を対象に、学識経験者等を講師とした研修会を開催するなど防災研修を積極的に行い、防災意識の啓発、知識の向上に努める必要がある。

### 提言 4 実践的な防災訓練を実施することが必要である。

災害時に的確な対応ができるよう職員非常参集訓練、情報収集伝達訓練、本部運営訓練、他機関との連携訓練など実践的な図上訓練や防災訓練を、繰り返し実施することで職員の災害対応能力の向上に努める必要がある。

また、地域防災計画や水防計画に基づき災害時に各職員が的確に対応できるよう、各部、各班の個々の業務まで詳細に定めた活動マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた実践的な訓練を繰り返し行うことで災害対応能力の向上に努める必要がある。

加えて、訓練結果の事後評価を通じて課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実を図る必要がある。



### 3 防災拠点施設の整備

#### (1) 災害対策本部室

##### 検証項目 1 庁舎の浸水対策

###### 検証の視点 庁舎の浸水対策の状況

本庁舎、上月支所ともに旧町の庁舎を利用している。  
本庁舎は午後9時15分頃から浸水が始まり、その後玄関扉が破損し急激に水が流入し、1階が浸水した(床上約1m)(写真1)。

上月支所では、午後9時40分頃から浸水が始まり、1階が浸水した(床上約1.2m)(写真2)。

###### 【主たる要因】

地域防災拠点である本庁舎はハザードマップの浸水想定区域内にあったが(図3)平成16年9月の災害時にも浸水被害を受けることがなかったため、庁舎の浸水対策が不十分であった。

また、想定をはるかに超える出水状況に対応することができなかった。

上月支所は、浸水想定が行われていない大日山川の流域内にあり(図4)平成16年9月の災害時にも浸水がなかったため、庁舎への浸水が予測できない状況であった。

(写真1)本庁舎浸水の様子



本庁舎1階

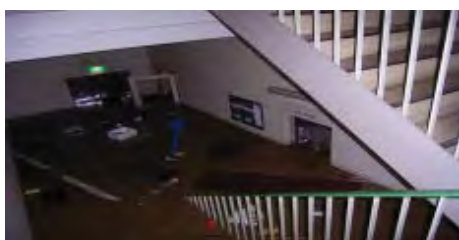


本庁舎駐車場

(写真2)上月支所浸水の様子



上月支所1階



上月支所1F

検証の視点 災害対策本部の業務を行う事務室の状況

警戒準備体制時から災害対策本部設置後も防災を担当する住民課がある1階を中心に活動が行われた。

防災担当者は、2階に設置しているフェニックス防災情報システムによる防災情報の収集や防災行政無線放送のため、頻繁に1階と2階を往復しなければならなかったほか、1階で業務を行っていた本部室と2階で業務を行っていた情報収集を担当する総務対策部との情報伝達が円滑に行なえなかった。

本庁舎浸水後は2階を中心に対応が行われた。

【主たる要因】

警戒準備体制時から、災害時非常電話や河川監視警報システムが設置してある本庁1階で情報収集等の活動が行われていた。

フェニックス防災情報システム、衛星・防災FAX端末、防災行政無線放送設備が2階に設置されており、防災担当者は防災情報収集・確認等のため1階と2階を頻繁に往復しなければならなかった。

地域防災計画では、災害対策本部を本庁3階会議室に設置することとしているが、3階会議室には災害対策事務を行なうための設備などがなく、災害対策本部設置後も、平時は議会委員会室・議員控室として使用している3階会議室を災害対策本部に設える余裕がなかったため、1階で情報収集等の業務を行なった。

本庁舎浸水後は2階で業務を継続し、10日以降も引き続き2階で関係機関からの救援・支援の受け入れのほか、給水活動や災害ゴミの処理などの当面の緊急対策に追われた。

## ( 2 ) 通信と非常電源設備

### 検証項目 1 情報通信機器

#### 検証の視点 情報通信機器の運用状況

本庁舎ではフェニックス防災情報システムが2階、河川監視警報システム端末と非常時専用電話回線が1階に配置されていたが、1階が浸水したことによって、河川監視警報システム端末や非常時専用電話回線を始め、各種O A機器が水没し、使用不能となった。また、停電したことで、水没を免れた兵庫県衛星通信ネットワークシステム、電話交換機、F A X、コピー機、インターネットサーバー等も使用不可能となった(図5 - )。

上月支所では、河川監視警報システム端末と非常時専用電話回線が1階に配置されていたが、1階が浸水したことによって、本庁舎と同様の状況となった(図6 - )。

南光及び三日月支所では浸水被害がなかったにも関わらず、事務所内でインターネットが使用できない状態となり気象情報等の情報収集に支障を生じたが、三日月支所では隣接する三日月文化センターに設置されている来客者閲覧用のインターネットにより、気象情報を入手していた。

#### 【主たる要因】

本庁舎では、合併によって組織体制が拡大したが、合併前の旧庁舎を引き続き利用していることから、面積が不足しており、防災情報機器を1箇所に集中して配置するには物理的な制約があった。このため、やむを得ず機器を分散配置していたが(図5 - ) 結果として、情報収集及び発信効率の悪化と防災情報機器の水没に繋がった。

また、O A機器を機能的に配置するため、本庁舎、上月支所では電気配線及びL A N配線を床下に敷設しており、浸水による漏電から停電した。停電したことで、本庁舎に設置しているインターネットサーバーがダウンしたが、現在の支所のインターネット回線は全て本庁舎のサーバーを経由しており、そのサーバーがダウンしたことによって、インターネットによる情報収集を遮ることになった。

また、フェニックス防災情報システム端末は本庁舎のみに設置されており、支所からフェニックス防災情報システムで情報を得ることはできなかった。

## 検証項目2 非常用電源の確保

### 検証の視点 非常用電源の整備状況

本庁舎では浸水後間もなく停電した。フェニックス防災情報システム用の非常用発電機もC A T V用の非常用発電機も水没し機能しなかった。

このため、水没を免れた隣接の体育館からコードリールによって応急的に電源を引き入れることで、F A X兼コピー機、事務所内の一部電灯、電話交換機を復旧するための最低限の電力を確保した。

上月支所では浸水後停電し、一時的に自家発電機が作動したが、約15分後に停止してしまい、電気を使用する機器が全て使用できない状態となった。

#### 【主たる要因】

本庁舎には、庁舎に電源供給するための非常電源装置は整備されていなかった。

フェニックス防災情報システムとC A T Vにそれぞれ備えていた専用自家発電機が、共に地上50cm程度の場所に設置されていたために水没し、稼働しない状態となった(図5 - )。

一方、上月支所では庁舎の自家発電機を備え、屋上に設置していたため水没することはなかったものの、燃料供給装置にエアーが混入するトラブルのために約15分しか稼働しなかった(図6 - )。

# 防災拠点施設の改善への提言

## 提言 1 庁舎の浸水対策を図ることが必要である。

災害対策本部は災害対策の中核であり、災害の影響を受けない場所に設置することが必要である。

庁舎そのものを浸水想定区域外へ移設することが望ましいが、移設できない場合は改築も視野に入れ、浸水しないよう配慮した構造にすることが望ましい。

また、本庁舎については本部機能の拠点施設でもあることから、必要に応じて消防署、上月支所等を予備施設として設定することも考えられる。

## 提言 2 災害対策事務室の確保が必要である。

災害等の発生時には、防災・危機管理対応職員は、極めて困難な状況の中での情報の収集、分析、その結果に基づく迅速、的確な対応が求められている。そのため、担当職員には平常の業務からの切り離しが必要であり、できるだけ、独立した災害対策本部室、災害対策事務室を確保することが適切である。その場合、それらの執務室の普段の活用も考慮することが必要である。

## 提言 3 災害に備えて防災情報機器を集中設置することが適当である。

災害発生時における災害対応業務は、混乱の中で迅速に、効率的かつ的確に行うことが求められることから、防災情報機器を集中配置することが適当である。庁舎の浸水時にもそれらの機器が水没することのないよう、2階以上のフロアに設置するほか、地震災害に備えた設置方法を採用することが望ましい。

## 提言 4 非常用電源の整備が必要である。

停電時には電話機、OA機器をはじめあらゆる情報通信機器が使用できず、情報の収集や伝達に支障を生じるため、停電時にも機器が使用できるよう浸水の恐れがない場所に非常用電源を整備し、また、それらの装置が正常に作動するよう日頃から整備・点検を行う必要がある。

# 兵庫県台風第 9 号災害検証委員会の報告

兵庫県

## 増水期を迎え緊急に講ずるべき対策について

兵庫県台風第9号災害検証委員会

### 1 はじめに

兵庫県では、昨年8月9日から10日に接近した台風第9号に伴う記録的な豪雨により、県西・北部を中心に20人の尊い命が失われ、現在も2人の方が行方不明になるなど大きな被害が生じた。

最近の豪雨の発生状況を見ると、比較的雨の少ない瀬戸内地域でも1時間に80ミリを超す猛烈な雨が降るなど、局地的短時間豪雨が増加する傾向にあり、このような災害は、今後どこでも起こりうる。

当検証委員会では、この災害の教訓を今後の防災・減災対策に生かすため、本年1月からこれまでに4回の委員会を開催して課題の抽出等を進めてきたが、今後も、国や市町で実施されている同様の検討会や検証委員会の進捗に連動し、十分な議論を行いながら検証報告書を取りまとめていく。

一方で、平成22年度の増水期が近づいていることから、県民の安全・安心を確保するために、これまでの議論で提言できるものについてはできるだけ早く取りまとめ、県などの具体的施策に生かしていただくことが肝要である。

このため、増水期を迎え緊急に講ずるべき対策について、現段階での検討の結果を集約して提言を行う。

### 2 提言

#### (1) 「自分の命は自分で守る」自助意識の喚起

近年、短時間に猛烈な雨が局地的に降る傾向が強くなっており、豪雨災害が多くの地域で発生している。豪雨時の住民避難に当たっては、住民一人ひとりの置かれている状況が違うほか、中上流部では、雨の降り方によって時間的余裕がほとんどない場合に、行政の出す避難情報の伝達には限界があることから、住民自らの状況判断力により、自らの命を守る必要がある。増水期を迎え、改めて自分の命は自分で守るという意識を喚起し、災害時に適切な行動を選択するための正しい知識を持って豪雨災害に備える必要がある。

県及び市町は、こうした住民の取り組みを積極的に支援する必要がある。

- ① 洪水、土砂災害などによる被害範囲や避難場所などの情報を示すハザードマップ等を通じた住民自らによる地域の安全・危険情報の把握
- ② 住民自らによる安全な避難場所・避難経路などの確認及び土砂災害の危険性や浸水状況に応じた適切な避難行動の事前検討
- ③ 防災に関する講習会や訓練等への積極的な参加

## (2) 市町の避難対策の徹底

災害時に市町が発令する避難勧告等は、住民の避難行動を支える重要なきっかけとなるので、いかに住民に対して迅速かつ的確に発令できるかが課題で、その発令判断基準の策定は必要不可欠である。しかし、策定されていない市町があるほか、策定済でも再点検が必要な市町がある。

また、避難所や避難経路は、災害に対して住民の安全を確保できることが基本であるが、必ずしもあらゆる災害に対して好条件の場所に確保できているとは限らない。

さらに、ハザードマップは、住民の避難行動の判断根拠となるもので、県内全市町で作成済であるが、その避難支援機能の検証や住民への普及が十分でない。

市町が実施するこれらの避難対策は、住民の避難時の判断を支え、住民自ら命を守っていくうえで非常に重要であることから、増水期を迎え、改めて見直し等の徹底を図る必要がある。

県は、市町の実施する避難対策の見直し等の徹底について適切な助言等を行う必要がある。

- ① 避難勧告等の発令判断基準の作成・見直し
- ② 安全な避難所・避難経路の設定・見直し
- ③ ハザードマップの検証と周知徹底

## (3) 県の防災・減災対策の推進

災害時に、住民の的確な判断や行動を可能にするとともに、市町の水防活動や避難勧告等の発令を支援するため、水位・雨量情報や土砂災害警戒情報などの危険情報をわかりやすく、迅速かつ的確に発信する必要がある。

また、風水害対策は、災害発生後の対応が中心となる地震対策とは異なり、住民避難などの事前対応の効果が高い。このため、風水害時における迅速・的確な情報発信や市町、防災関係機関との連携強化など災害対応能力を高めるための訓練にも積極的に取り組む必要がある。

さらに、大規模災害発生時には、被災市町では、膨大な量の応急対策を実施していかなければならないが、職員の数も少なく、また、庁舎が被災してその機能が失われたり、職員が被災して業務につけない場合もあり、県が中心となって、迅速かつ被災地のニーズにあった応援を実施するための体制を更に充実させる必要がある。

- ① 迅速・的確な危険情報の発信
- ② 風水害を想定した訓練の継続的实施
- ③ 被災市町の初動・応急対策に対する支援体制の充実